

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 2

処 分 名	松山城二之丸史跡庭園の茶室等の使用許可	
処 分 の 概 要	申請に基づき、茶室等を使用することを許可する	
根 拠 法 令 名	松山城二之丸史跡庭園条例（平成3年12月20日条例第35号）	
条 項	第3条第1項	
所 管 課	観光・国際交流課	
経由機関での処理期間		
所管課での処理期間		
標 準 処 理 期 間		計 即日～1週間
審査基準	松山城二之丸史跡庭園条例第5条第1項の各号に該当しないものであることを基準とする。 【根拠法令等】 松山城二之丸史跡庭園条例 （使用の許可） 第3条 二之丸庭園の茶室等（以下「茶室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請して、その許可を受けなければならない。 （使用の制限） 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、茶室等の使用を許可しない。 （1）公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 （2）二之丸庭園の施設、備品、展示品、植物等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。 （3）前2号に掲げるもののほか、市長が二之丸庭園の管理上支障があると認めたとき。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ	
申請 市民 所管課 (指定管理者) 交付	
所管課	担当者
年間処理件数	件
最多処理月	月 件数 件
最少処理月	月 件数 件
処理に係る人役数	人役

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。